

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）（3月29日公表）へのコメント

	意見等
①「公的な再開発事業や地方自治体等からの要請」について	<p>○例えば、以下は「公的な再開発事業や地方自治体等からの要請」に含まれるとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律や国の制度に基づく事業…例えば、都市再開発法に基づく市街地再開発事業、国の制度要綱に基づく優良建築物等整備事業 等</li> <li>・地元商店街等が地権者となり民間企業が事業主体となっている地域の再開発事業だが、地元自治体が地域経済活性化の観点から計画段階より人を派遣して検討に参画しているなど事業に深く関与しているもの。</li> <li>・地方自治体の条例（景観条例等）等</li> <li>・国や地方自治体が運営する外郭団体（独立行政法人、国立大学法人等）からの要請</li> <li>・地方自治体が関与する任意団体（〇〇再生推進協議会等）や街づくりに関するNPO団体等からの要請</li> </ul>
②「建替え及び新設等」について	<p>○「公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等」とあるが、銀行が店舗の新設を決定した後に、地元の地方自治体等から建物の高さを周辺と揃えてほしい等の要請を受ける場合もここに含まれるとの理解でよいか。</p> <p>○「建替え及び新設等」の「等」には、増改築や移転も含まれるか。</p>